

プラスチックを取り巻く国内外の最新状況と 今後の輸出関連施策について

廃プラスチック対策セミナー

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課

山王 静香

- 1. プラスチックのリサイクル等に関する国内及び国外の状況**
- 2. バーゼル条約附属書の改正について**
- 3. バーゼル条約附属書の改正を踏まえた国内運用について**
 - (1) バーゼル法該非判断基準策定に当たって勘案した点**
 - (2) バーゼル法該非判断基準**

1. プラスチックのリサイクル等に関する国内及び国外の状況

2. バーゼル条約附属書の改正について

3. バーゼル条約附属書の改正を踏まえた国内運用について

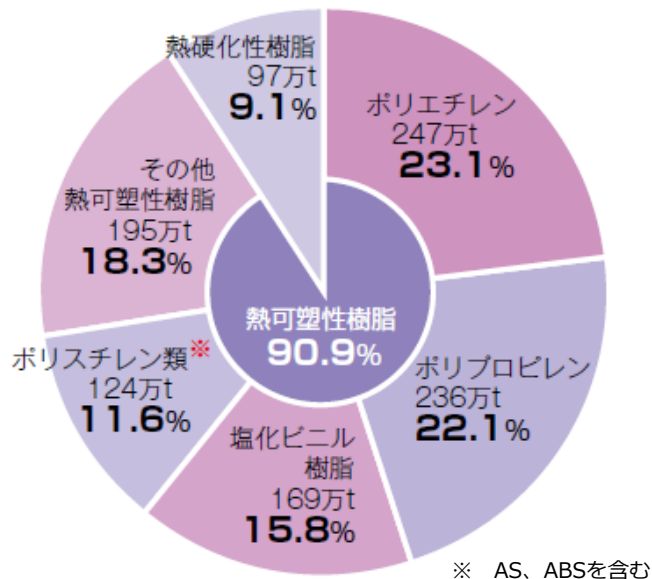
- (1) バーゼル法該非判断基準策定に当たって勘案した点
- (2) バーゼル法該非判断基準



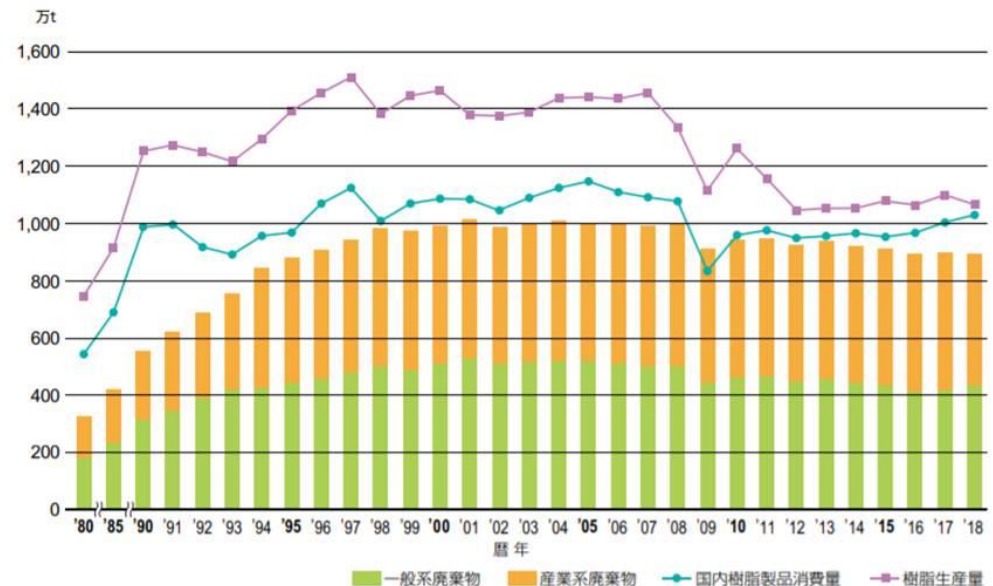
プラスチックの国内生産量

- 2018年の日本のプラスチック生産量は、1,067万トンであった。
- 種類別では、ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）、塩化ビニル樹脂（PVC）、ポリスチレン類（PS等）の順で生産量が多い。その他にはポリエチレンテレフタレート（PET）が含まれている。

＜生産量の樹脂種類別内訳＞



＜プラスチックの生産量の推移（暦年）＞



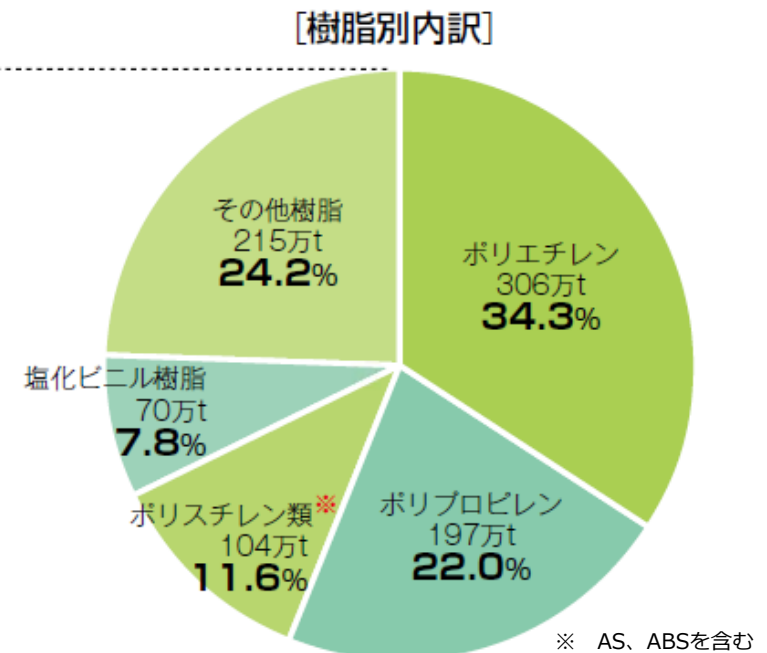
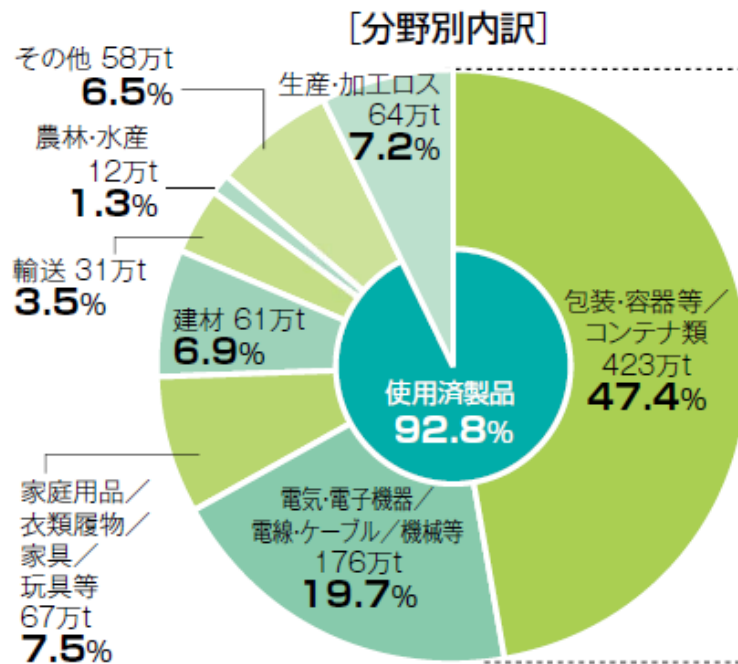
出典：一般社団法人プラスチック循環利用協会「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」2019年12月発行



廃プラスチック排出量の現状

- 2018年の日本の廃プラスチックの排出量は、891万トンであった。
- 種類別ではポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）、ポリスチレン（PS）、塩化ビニル樹脂（PVC）の順に排出量が多くなっている。その他にはポリエチレンテレフタレート（PET）が含まれている。

＜廃プラスチックの排出量（891万トン）の内訳＞



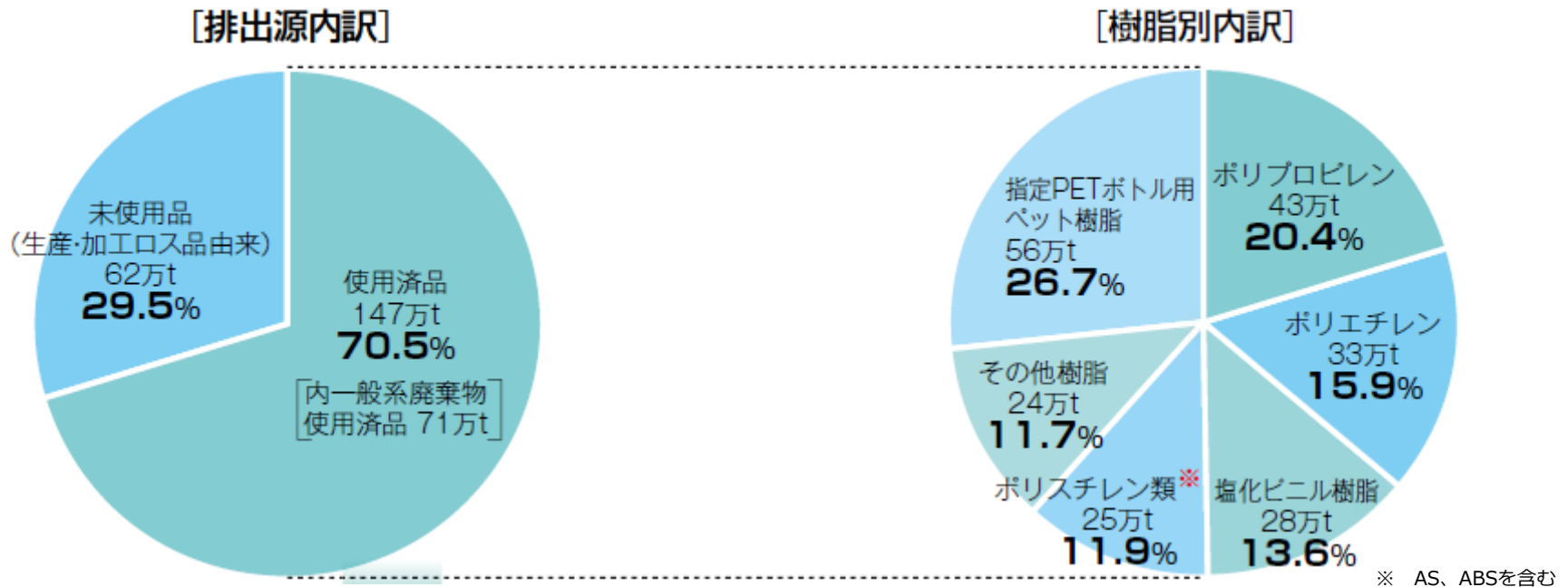
出典：一般社団法人プラスチック循環利用協会「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」2019年12月発行



廃プラスチックのリサイクルの現状

- 2018 年にマテリアルリサイクルされた廃プラスチックの量は、208万トンとなっている。
- 樹脂別の内訳としては、PETボトル用のプラスチック、ポリプロピレン（PP）、ポリエチレン（PE）、塩化ビニル樹脂（PVC）、ポリスチレン（PS）の順に量が多くなっている。

＜廃プラスチックのマテリアルリサイクル量（208万トン）の内訳＞



出典：一般社団法人プラスチック循環利用協会「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」2019年12月発行

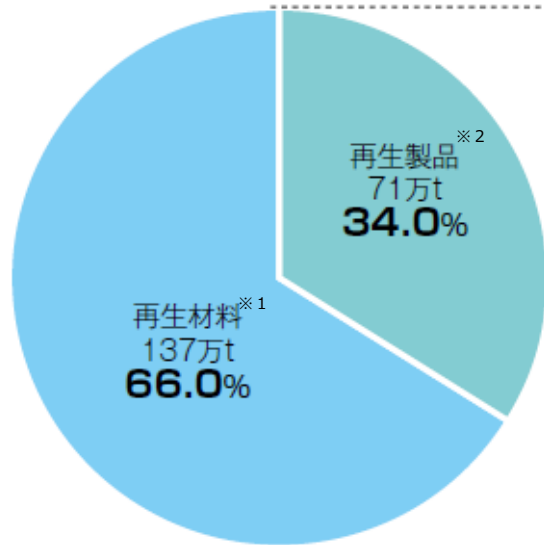


廃プラスチックのリサイクル形態と利用先

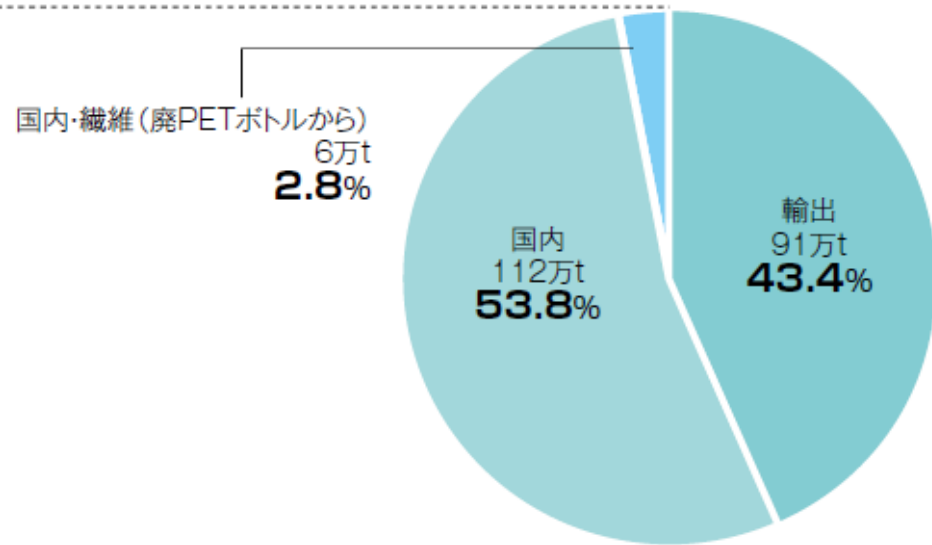
- 2018年にマテリアルリサイクルされた208万トンのうち、66%は再生材料として、34%は再生製品としてリサイクルされている。
- また、半数弱の91万トンが海外で利用されている。

＜廃プラスチックのマテリアルリサイクル量（208万トン）の内訳＞

[マテリアルリサイクル(再生利用)の形態]



[マテリアルリサイクルの利用先]



※1 再生材料は、ペレット、フレーク、フラフ、ブロック、インゴットを指す。

※2 再生製品は、再生材料以外のフィルム・シート類、棒杭、パイプ等の製品を指す。

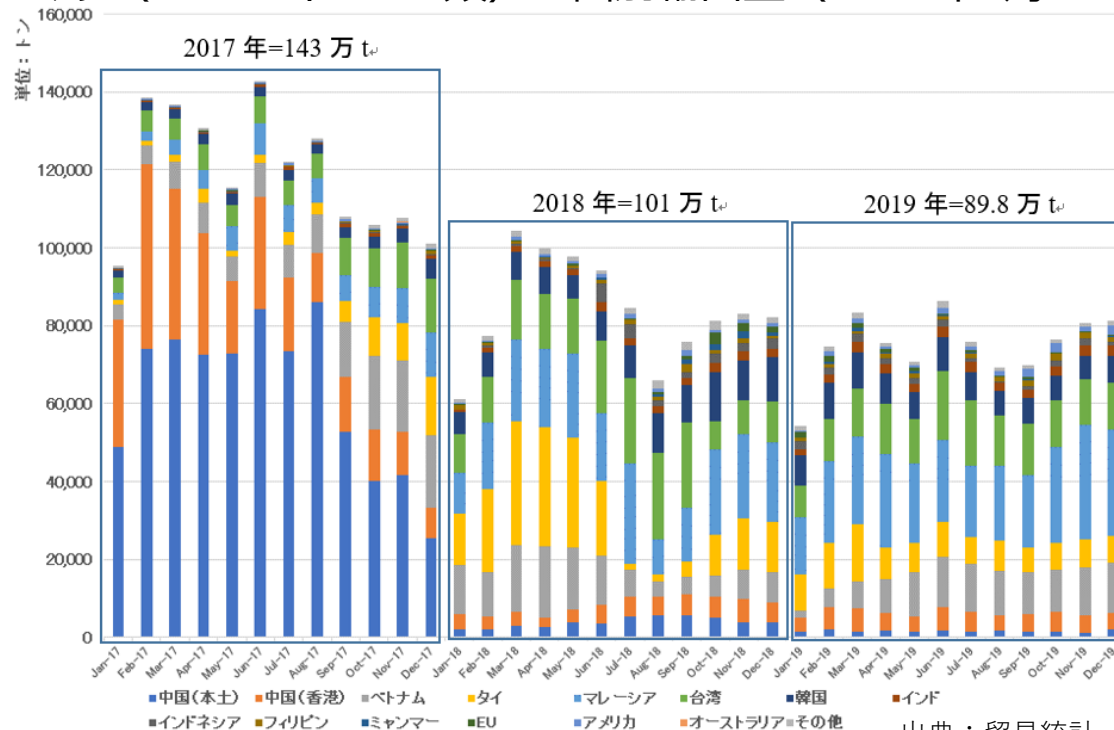
出典：一般社団法人プラスチック循環利用協会「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」2019年12月発行



廃プラスチック輸出の現状

- 日本からのプラスチックくず（HSコード3915類）の輸出については、2017年までは中国（本土）がその50～60%を占めていたが、2017年12月末の輸入規制措置以降は、ほとんど中国への輸出はなくなった。
- 2018年1月以降、タイ、マレーシア、台湾等への輸出が増えたが、それらの国・地域による輸入規制が始まると、これらの国への輸出も減少した。
- 2019年の国別の輸出量は、マレーシア、台湾、ベトナム、タイ、韓国の順で多くなっている。

＜プラスチックくず（HSコード3915類）の国別輸出量（2017年1月～2019年12月）＞



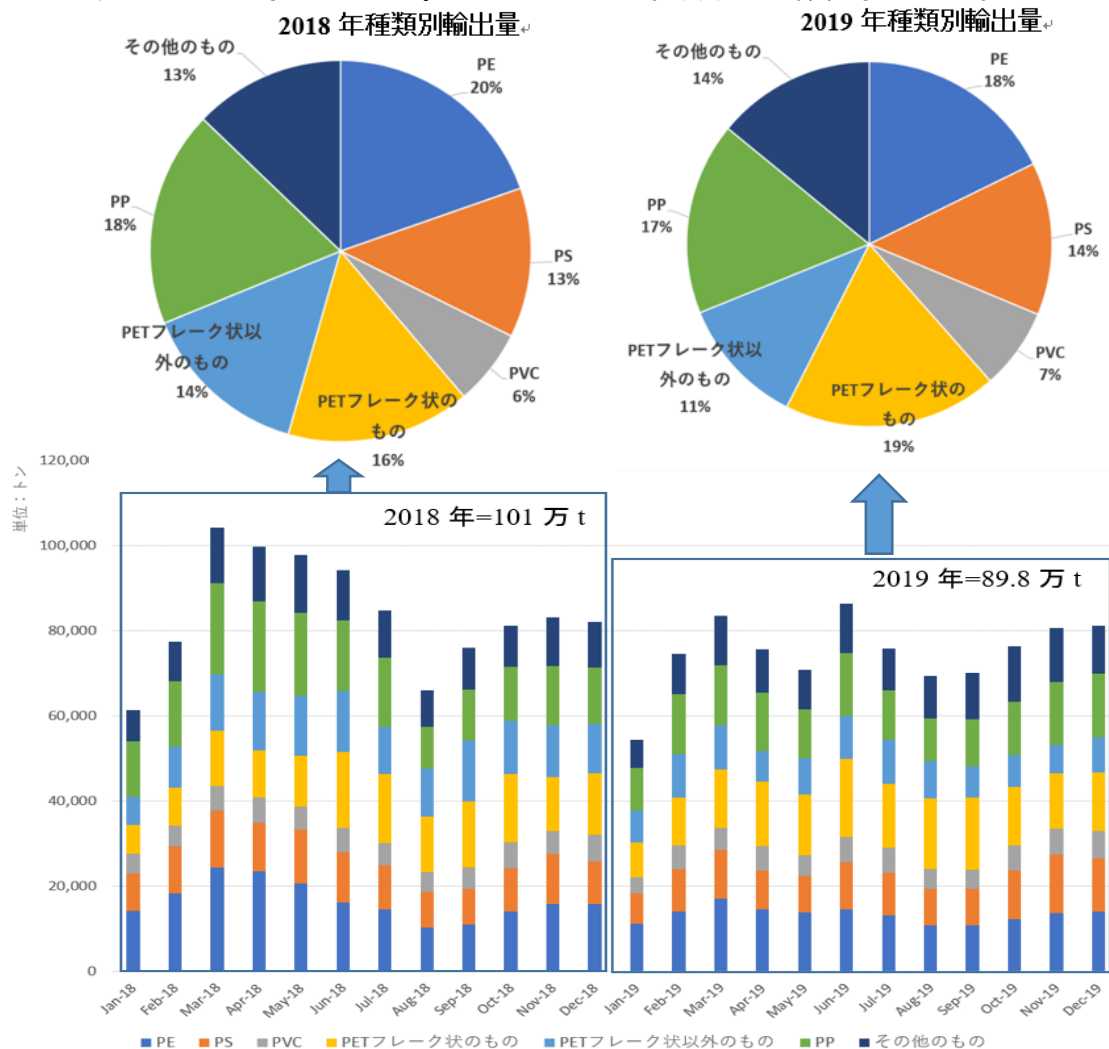
出典：貿易統計



廃プラスチックの樹脂別輸出量

- 貿易統計における、プラスチックくず（HS3915類）にはPE、PP、PET（フレーク状）、PET（フレーク状以外）、PS、PVC及びその他のものが含まれており、樹脂別の輸出量としては、PET（フレーク状とフレーク状以外の合計）が最も多い。

＜プラスチックくず（HS3915）の輸出量の種類別内訳（2018年と2019年）＞



1. プラスチックのリサイクル等に関する国内及び国外の状況

2. バーゼル条約附属書の改正について

3. バーゼル条約附属書の改正を踏まえた国内運用について
- (1) バーゼル法該非判断基準策定に当たって勘案した点
 - (2) バーゼル法該非判断基準

バゼル条約について

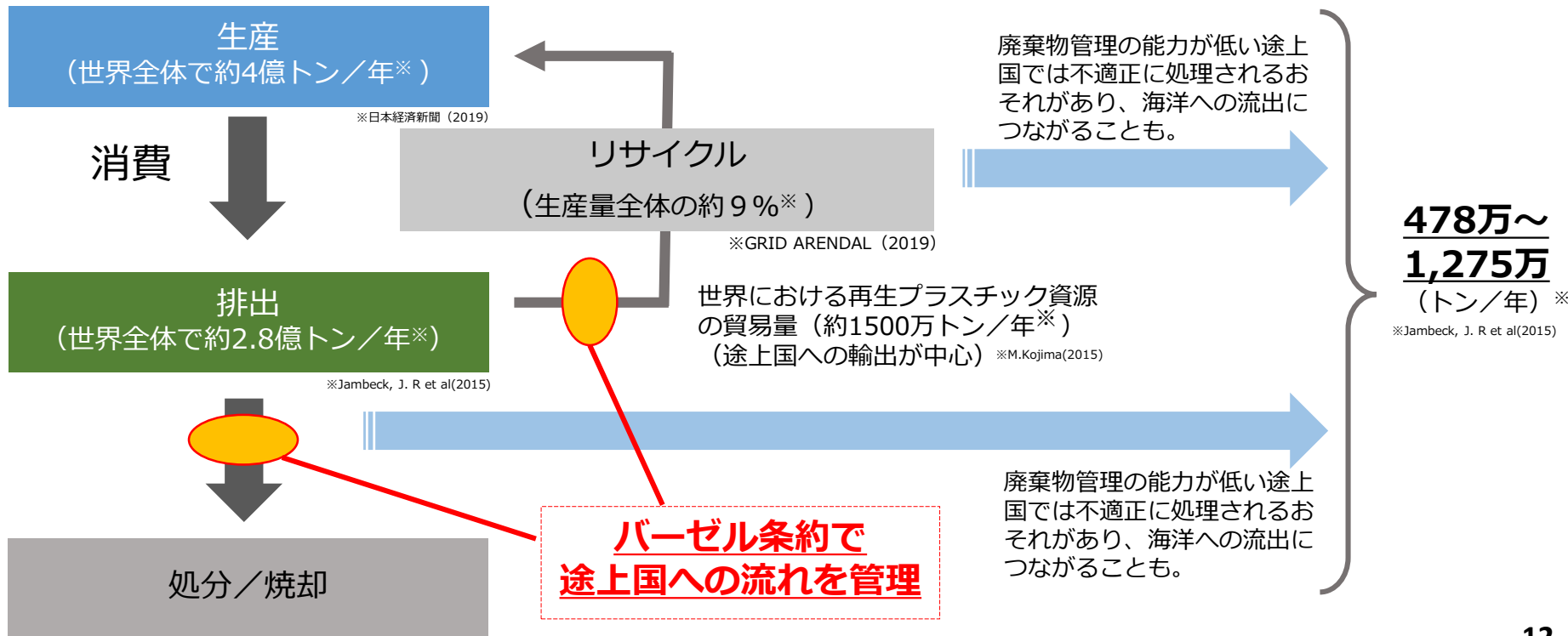
- 正式名称：「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバゼル条約」
- 成 立：1989年スイスのバゼルで採択、1992年発効
- 経 緯：1980年代に、先進国から途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発し、有害廃棄物の輸出入に関する国際的な規制の必要性が高まる。
- 締約国数：186カ国 + 1 機関（EU）
- 概 要：
 - 有害廃棄物の国内処理の原則・越境移動の最小化
 - 輸出に先立つ事前通告・同意取得の義務
 - 移動書類の携帯義務（移動開始から処分まで）
 - 不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務（再輸入、処分等）



バーゼル条約附属書改正とその背景

- 2017年に中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施。
- その後、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増えたが、これらのプラスチックが、**輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしている**と指摘され、その結果、東南アジア諸国においても輸入規制が実施されている。
- この問題の解決のため、バーゼル条約第14回締約国会議（COP14）において、**プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加**する条約附属書改正が決議された。

<プラスチックの生産・処分の流れ>





バーゼル条約附属書改正の概要及びバーゼル法での担保

- ・ バーゼル条約附属書の改正によって、プラスチックの廃棄物に関する規定が、**附属書Ⅱ、Ⅷ、Ⅸに追加**された。
- ・ これにより、バーゼル条約において、**全てのプラスチックの廃棄物（バーゼル条約の規制対象及び規制対象外を含む）が網羅的に規定**されることとなった。
- ・ **改正附属書は2021年（令和3年）1月1日に発効**する予定であり、以降は条約の規制対象となるプラスチックを輸出する際には**事前に相手国の同意が必要**となる。なお、**改正附属書発効後も、相手国の同意があれば輸出は可能であり、「輸出禁止措置」ではないことに留意が必要**。
- ・ 改正内容は**バーゼル法及びバーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令にて担保**する。

＜バーゼル条約附属書の改正内容とバーゼル法及び省令での担保の関係＞

改正された条約附属書	追加された廃棄物	バーゼル法・バーゼル省令での担保	規制対象
附属書Ⅱ	Y48（特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法第2条第1号口の「条約附属書Ⅱに掲げるもの」で担保（法律改正なし）	規制対象
附属書Ⅷ	A3210（有害なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法省令別表第四に「別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物」を追加し担保（省令改正）	規制対象
附属書Ⅸ	B3011（非有害なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法省令別表第三に「次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの（以下略）」を追加し担保（省令改正）	規制対象外



バーゼル法該非判断基準策定の目的

- 今回新たに規制対象となるプラスチックとして、有害なプラスチックの廃棄物（附属書ⅧA3210）の他、**特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物**（附属書ⅡY48）が規定されている。
- **具体的にどのようなプラスチックが「特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物」に該当するかは、各国の解釈による。**
- ついては、プラスチックの輸出を行う際に、国内外の関係者が、**当該プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断するための、国内における判断基準**を策定することが必要。

<附属書Ⅱ（Y48）の概要>

Y48 プラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）

- この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物（A3210）
- プラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（略）（B3011）
- ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（B3011）



バーゼル条約附属書の構成と該非判断の対象

- 改正附属書において、プラスチックの廃棄物は附属書Ⅱ(Y48)、附属書Ⅷ(A3210)、附属書Ⅸ(B3011)の3区分に分類される。
- 附属書Ⅱ(Y48)は、全てのプラスチックの廃棄物から、附属書Ⅷ(A3210)と附属書Ⅸ(B3011)に該当するプラスチックの廃棄物を除いたものという構成。具体的な定義は附属書Ⅷと附属書Ⅸに規定されている。
- 附属書Ⅷ(A3210)については、「附属書Ⅲの特性を示す程度に、附属書Ⅰに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）」とされており、対象となるプラスチックが明らかであることから、該非判断基準は策定しない。
- 附属書Ⅸ(B3011)については、具体的にどのようなプラスチックが該当するかは、各条約締約国の条文の解釈によるため、国内における判断基準が必要。

＜バーゼル条約附属書の構成＞

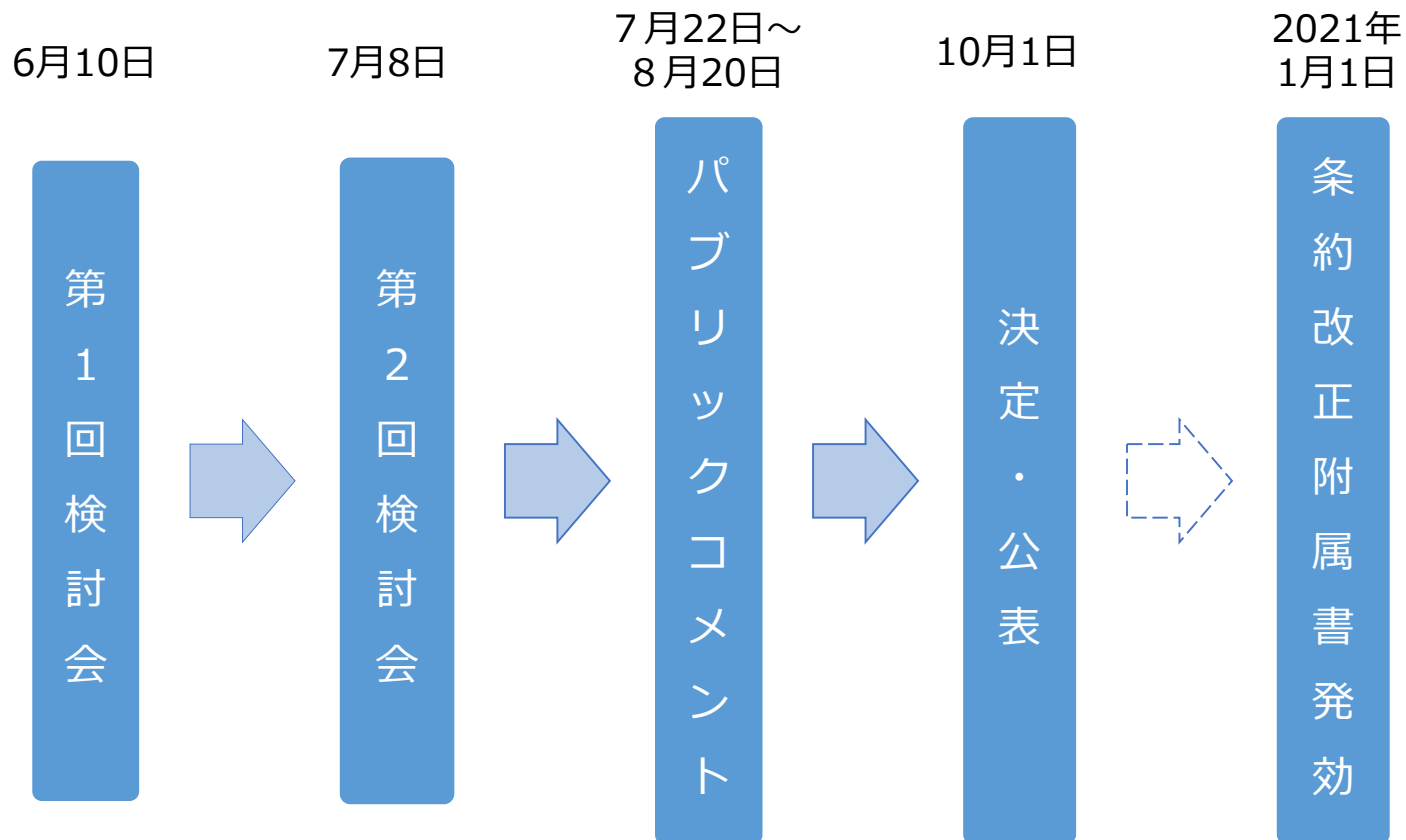
附属書Ⅸ (B3011) 省令別表第三 <u>規制対象外</u> ＜非有害かつ特別の考慮が 必要ないプラスチックの廃棄物＞	附属書Ⅱ (Y48) 法第2条 <u>規制対象</u> ＜特別の考慮が必要な プラスチックの廃棄物＞	附属書Ⅷ (A3210) 省令別表第四 <u>規制対象</u> ＜有害なプラスチックの廃棄物＞
--	---	---

判断基準必要



バーゼル法該非判断基準策定のスケジュール

- 判断基準案の策定に当たり、有識者検討会を2回開催。
- その後、パブリックコメントを1か月間実施。
- パブリックコメントを踏まえ必要な修正を加え、10月1日に、決定・公表。



1. プラスチックのリサイクル等に関する国内及び国外の状況
2. バーゼル条約附属書の改正について
- 3. バーゼル条約附属書の改正を踏まえた国内運用について**
 - (1) バーゼル法該非判断基準策定に当たって勘案した点**
 - (2) バーゼル法該非判断基準**

1. プラスチックのリサイクル等に関する国内及び国外の状況
2. バーゼル条約附属書の改正について
- 3. バーゼル条約附属書の改正を踏まえた国内運用について**
 - (1) バーゼル法該非判断基準策定に当たって勘案した点**
 - (2) バーゼル法該非判断基準



該非判断基準策定に当たって勘案した点

(1) 輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

- ① 輸入国における環境汚染の防止
- ② 過去の廃ペットボトルに係る輸出条件との整合
- ③ 国内のリサイクルペットボトルの品質目標との整合

(2) プラスチック輸出の円滑な運用の確保

- ① 各国の輸入規制強化への対応及びシップバックの防止
- ② 税関における水際対策の実効性の確保



(1) 輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

① 輸入国における環境汚染の防止

- 途上国に輸出されたプラスチックのリサイクル過程において、洗浄時の排水による水質汚濁等が引き起こされる可能性が指摘されている。
- また、プラスチック以外の異物が混入していた場合に、選別後の残さが不法投棄されるおそれもある。
- このような処理がされる可能性があるプラスチックについては、バーゼル法の規制対象であることを明確化し、途上国における環境の汚染を防止する必要がある。

＜リサイクル施設から放流される未処理の排水＞



＜リサイクルに適さないプラスチックの投棄＞





（１）輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

②過去の廃ペットボトルに係る輸出条件との整合

- 環境省及び経済産業省では、2012年7月に廃ペットボトルの不適正な輸出の防止のための通知を発出しており、その中で適正な廃ペットボトルの輸出の条件について記載している。
- 廃ペットボトルの判断基準を定める際には、この内容との整合について考慮する必要がある。

<2012年7月26日付「廃PETボトルの不適切な輸出の防止について（再徹底のためのお知らせ）」（抜粋）>

- 生ごみ等の分別されていない家庭ごみが少量でも混入していないこと
- 再生利用ができるような分別、洗浄、裁断等が行われていること
- 分別については、PET及びキャップ、フィルム以外のものが混入しないこと
- 洗浄については、目視で内容物が確認できない状態であること
- 裁断についての大きさは問わないこと

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/re_exp_pet.pdf



(1) 輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

③国内のリサイクルペットボトルの品質目標との整合

- （公財）日本容器包装リサイクル協会は、「令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」において、国内のリサイクル業者が市町村から引き取るペットボトルの品質の目標を定めている。
- ペットボトルの判断基準を定める際には、この国内のリサイクル規準との整合についても考慮する必要がある。

＜令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（ペットボトルのリサイクルに関する項目抜粋）＞

リサイクルに影響を与える項目	参考値
キャップ付きPETボトル	10%以下
容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
中身が残っているPETボトル	1%以下
テープや塗料が付着したPETボトル	なし
異物の入ったPETボトル	なし

https://www.jcpa.or.jp/Portals/0/resource/gather/r02/07_.pdf



(2) プラスチック輸出の円滑な運用の確保

① 各国の輸入規制強化への対応及びシップバックの防止

- 中国や東南アジア諸国においてプラスチックの輸入規制が強化される傾向にある。多くの場合、「汚れ」※、「異物の混入」、「素材の単一性」及び「加工の程度」に関する基準を設けている。
- 本輸入規制については、輸入国の国内法により措置されるものであり、バーゼル条約の規制対象と必ずしも整合するわけではないが、本輸入規制基準を満たさずに日本から輸出した場合、輸入国からシップバックされる可能性がある。シップバックされた場合には、その費用は輸出者が負担することとなる。
- ついては、これらの国の輸入規制基準と乖離が出ないように、バーゼル法の規制対象の該非判断基準を定め、シップバックを防止する必要がある。

※「汚れ」の他に、再生ペレットの色や形状等を規定したり（中国）、再生資源として直接利用される物の輸入のみに限定する（ベトナム、インドネシア、タイ）場合もある。

＜シップバックの対象となった廃プラスチックの例＞





(2) プラスチック輸出の円滑な運用の確保

②税関における水際対策の実効性の確保

- 水際対策を担う税関の職員等が、バーゼル法の該非について容易に判断でき、また、判断のばらつきが生じにくい基準とする必要がある。

＜税関での確認の様子＞



1. プラスチックのリサイクル等に関する国内及び国外の状況
2. バーゼル条約附属書の改正について
- 3. バーゼル条約附属書の改正を踏まえた国内運用について**
 - (1) バーゼル法該非判断基準策定に当たって勘案した点
 - (2) バーゼル法該非判断基準**

(1) 複数のプラスチック樹脂の混合がないもの

(2) 複数のプラスチック樹脂 (PE、PP、PET) の混合があるもの

B3011 プラスチックの廃棄物

- 次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの
 - 主として一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物
 - ポリエチレン (PE)
 - ポリプロピレン (PP)
 - ポリスチレン (PS)
 - アクリロニトリルブタジエンスチレン (ABS)
 - ポリエチレンテレフタレート (PET)
 - ポリカーボネート (PC)
 - ポリエーテル
 - 主として一の硬化した樹脂又は縮合物（次の樹脂を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物
 - 尿素ホルムアルデヒド樹脂
 - フェノールホルムアルデヒド樹脂
 - メラミンホルムアルデヒド樹脂
 - エポキシ樹脂
 - アルキド樹脂
 - 主として次の一のふっ化重合体から成るプラスチックの廃棄物（消費者によって捨てられた廃棄物を除く。）
 - パーフルオロエチレンープロピレン (FEP)
 - パーフルオロアルコキシアリカン
 - テトラフルオロエチレンーパーフルオロアルキルビニルエーテル (PFA)
 - テトラフルオロエチレンーパーフルオロメチルビニルエーテル (MFA)
 - ふっ化ポリビニル (PVF)
 - ふっ化ポリビニリデン (PVDF)
- ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの



(1) 複数のプラスチック樹脂の混合がないものの該非判断基準

- 複数の樹脂の混合がない、単一の樹脂から構成されるプラスチックの該非判断基準については、2.(1)①及び(2)を勘案し、下記のA～Dの条件を全て満たすものとする。
- A、B、Cの条件については、「ほとんど汚染されておらず、及び他の種の廃棄物をほとんど含まないもの（当該廃棄物の混合物を除く）」との規定を、文言通りに解釈して必要となる要素であるため採用している。
- Dの条件については、当該条件を満たすプラスチックは輸入国において環境汚染を引き起こす可能性が低く、またシップバックの対象にもなりにくいと考えられるため、採用している。
- なお、水際対策の実効性を勘案し、A～Dの条件を満たすことが外見から確認できない場合は、規制対象外であるとは判断できない。

＜バーゼル法の規制対象外となるための条件＞

- | |
|--|
| <p>A：飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと</p> <p>B：プラスチック以外の異物が混入していないこと</p> <p>C：単一のプラスチック樹脂で構成されていること</p> <p>D：リサイクル材料として加工・調整されていること</p> |
|--|



規制対象外の具体例①、②

①ペレット状のプラスチック

②フレーク状又はフラフ状かつ、ほとんど無色透明又は単一色※のプラスチック

※ 無色透明又は単一色ではない、ミックスカラーのフレーク状又はフラフ状のプラスチックは、汚れの付着や異物の混入の有無を外見から確認することが困難であるため、規制対象外となるためには原則として無色透明または単一色であることが必要。他方、選別の過程で他のプラスチック樹脂等との多少の混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、選別工程を経た上でほとんど無色透明又は単一色であれば、規制対象外とします。ただし、製品の製造工程から排出されるフレーク状又はフラフ状のプラスチックであれば、ミックスカラーであっても規制対象外。

- 一般的にペレット状、フレーク状、フラフ状のプラスチックは、その加工の過程で、洗浄・選別され、またリサイクル材料として調整されるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ただし、①、②であっても、何らかの理由により汚れが付着していたり、異物が混入したりしていれば、当然ながら「規制対象外」とはならない

＜①ペレット状のプラスチックの例＞



＜②フレーク状又はフラフ状かつほとんど無色透明又は単一色のプラスチックの例＞





規制対象外の具体例③、④

③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状又はバール状※のプラスチック

④インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）

※ バール状のプラスチックは、内容物が均質な軟質プラスチック（製品の梱包等に使用されたフィルム、シート等）であり、かつ輸送の過程でプラスチックに汚れがつかないように、外側が透明なフィルム等で覆われているものに限定される。

- ③は製品の製造工程等で、余剰品や未利用品等として排出されるプラスチックであり、汚れの付着や異物の混入等は起きにくく、また基本的に単一素材で構成されており、リサイクル材料として調整されているものと同等ととらえることができるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ④はその減容の過程で、汚れや異物が除去され、また、基本的に単一素材で構成されており、リサイクル材料として調整されているものと同等ととらえることができるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ただし、③、④であっても、何らかの理由により汚れが付着していたり、異物が混入したりしていれば、当然ながら「規制対象外」とはならない。

＜③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状又はバール状のプラスチックの例＞



＜④インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）の例＞





由来別プラスチックの該非判断の例

- 代表的なプラスチックである、製品の製造工程以外で発生するプラスチック及び使用済み家電由来プラスチックについては、規制対象範囲を以下の写真のとおり示す。

規制対象外

規制対象

＜製品の製造工程等以外で発生するプラスチック＞



＜使用済み家電由来のプラスチック＞



- ・ ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物は、ペットボトルのボトル、ラベル、キャップの混合物を想定した規定となっている。
- ・ ペットボトル由来のプラスチックの判断基準であることから、2.（1）②、③及び（2）を勘案し、判断基準としては下記のA～Cの条件を全て満たすものとする。
- ・ なお、裁断されていなければ、洗浄されているとみなすことはできないため、CはBを確認するために必要な要件となる。
- ・ また、日本国内で生産されているペットボトルのラベルには、条約で規定されている3種類のプラスチックの他に、**ポリスチレン（PS）が使用されていることが多く、実際に規制対象外となるためにはラベルも取り除かれていることが必要**となる。
- ・ 他方、国内で一般的に行われている選別の過程においても、わずかなラベルの混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、**選別工程を経た上で、わずかな混合であれば規制対象外とする。**

＜バーゼル法の規制対象外となるための条件＞

- | |
|--|
| <p>A：分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと</p> <p>B：洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと</p> <p>C：裁断され、フレーク状になっていること</p> |
|--|

- ・ ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物は、ペットボトルのボトル、ラベル、キャップの混合物を想定した規定となっている。
- ・ ペットボトル由来のプラスチックの判断基準であることから、2.（1）②、③及び（2）を勘案し、判断基準としては下記のA～Cの条件を全て満たすものとする。
- ・ なお、裁断されていなければ、洗浄されているとみなすことはできないため、CはBを確認するために必要な要件となる。
- ・ また、日本国内で生産されているペットボトルのラベルには、条約で規定されている3種類のプラスチックの他に、**ポリスチレン（PS）が使用されていることが多く、実際に規制対象外となるためにはラベルも取り除かれていることが必要**となる。
- ・ 他方、国内で一般的に行われている選別の過程においても、わずかなラベルの混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、**選別工程を経た上で、わずかな混合であれば規制対象外とする。**

＜バーゼル法の規制対象外となるための条件＞

- | |
|--|
| <p>A：分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと</p> <p>B：洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと</p> <p>C：裁断され、フレーク状になっていること</p> |
|--|



ペットボトル由来プラスチックの該非判断の例

- ペットボトル由来のプラスチックの規制対象外の判断例を以下の写真のとおり示す。
- フレーク状に裁断された上で、選別工程を経ていれば、規制対象外となる。

規制対象外



規制対象



写真提供：パナソニックETソリューションズ株式会社、株式会社パナ・ケミカル

- プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準（本文）
https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r02basel_law02.pdf
- プラスチックの該非判断に関するよくある御質問
https://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel_r021104.html
- バーゼル法及び廃棄物処理法に係る事前相談窓口
<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>
- 廃棄物等の輸出入の手続に関する資料
<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/index3.html>
- 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク（アジア各国のプラスチック規制）
http://www.env.go.jp/en/recycle/asian_net/Annual_Workshops/Ws2020.html